

オリジナル講座約款にあたって

北九州市立大学生協は特定商取引法の対象となる高額商品(5万円)には該当しないものもありますが、消費者保護の観点からクーリングオフの対象とさせていただきます。以下のオリジナル講座約款に則って内部調製する方針で臨んでいます。

オリジナル講座約款

(適用範囲) 本約款は、北九州市立大学生協生活協同組合(以下「生協」という。)が実施する講座(以下「本講座」という。)に適用される条件を定めます。本約款に定めのないものについては、各種受講案内及び受講申込書等の定めによるものとします。

<本約款の対象となる講座>
①公務員試験対策入門講座(公務員入門講座)
②公務員試験対策対策講座(公務員入門講座)
③生協パソコン講座(パソコン講座)

※上記以外の講座は、各種受講案内及び受講申込書等の定めにより、必ずしも本約款に該当するものではありません。
※講座の名称については、組合員にわかりやすい名称を提示および既設されたものがあっても、詳細は各種受講案内及び受講申込書等でご確認ください。

(契約の成立)
第2条 本講座は、北九州市立大学生協生活協同組合(以下「生協」という。)が実施する講座(以下「本講座」という。)に適用される条件を定めます。本約款に定めのないものについては、各種受講案内及び受講申込書等の定めによるものとします。

第3条 申込者は、各種受講案内及び受講申込書等に記載された要約料、その他教材等の金額(以下「要約料等」という。)を生協が指定した方法により、生協が指定した期日までに支払うものとします。

(役務の提供)
第4条 申込者は、申込者に対して、各種講座案内及び受講申込書に記載された講座内容から申込者が選択した申込内容の役務を提供いたします。
ただし、当初の予定通りに役務が提供できない場合には、速やかに代替措置を講じます。

(受講開始日)
第5条 本講座の受講開始日は、申込者の受講の有無にかかわらず、各種受講案内に記載された日又は生協が申込者に個別に案内した日とします。学習日程の変更など開始日が変更または未定の場合は受講開始前にご案内いたします。

(受講期間、回数、形態)
第6条 本講座は、各種受講案内に記載された場所において実施します。ただし、学費を得ない事情がある場合には、あらかじめ申込者に対し、受講所要の方法により告知した上、他の場所に移動することがあります。

(受講期間、回数、形態)
第7条 本講座の受講期間、回数、指導形態、講座を実施する上での条件(最低催行人数など)は、各種受講案内または受講申込書等に記載するものとします。申込者は、各種受講案内及び申込書等に記載された受講期間及び回数に限り受講できるものとします。

(講座の中止)
第8条 本講座の実施に付随して必要となる関連商品(教材等書籍、資料、情報処理機器、インターネットサービス等のダウンロード)の販売を行う場合は、その関連商品単体の価格、数量を各種受講案内に記載もしくは別途の案内を作成して通知するものとします。

(クーリングオフ)
第9条 申込者は、生協が申込書を受領した日から8日以内に限り、書面を提出することにより、受講契約を解除することができるものとします。生協は、申込者に対し、受講済みの受講料等を選択または返還するものとします。

第10条 申込者は、前条に定める期間経過後であっても、書面を提出することにより、受講契約を中途解約することができるものとします。
第11条 申込者から、前項による中途解約がなされた場合は、申込書に対し、以下の定めに従った金額を返還するものとします。

(クーリングオフ)
第12条 申込者は、生協が申込書を受領した日から8日以内に限り、書面を提出することにより、受講契約を解除することができるものとします。生協は、申込者に対し、受講済みの受講料等を選択または返還するものとします。

第13条 申込者は、前条に定める期間経過後であっても、書面を提出することにより、受講契約を中途解約することができるものとします。生協は、申込者に対し、受講済みの受講料等を選択または返還するものとします。

(クーリングオフ)
第14条 申込者は、生協が申込書を受領した日から8日以内に限り、書面を提出することにより、受講契約を解除することができるものとします。生協は、申込者に対し、受講済みの受講料等を選択または返還するものとします。

第15条 申込者は、前条に定める期間経過後であっても、書面を提出することにより、受講契約を中途解約することができるものとします。生協は、申込者に対し、受講済みの受講料等を選択または返還するものとします。

(クーリングオフ)
第16条 申込者は、生協が申込書を受領した日から8日以内に限り、書面を提出することにより、受講契約を解除することができるものとします。生協は、申込者に対し、受講済みの受講料等を選択または返還するものとします。

第17条 申込者は、前条に定める期間経過後であっても、書面を提出することにより、受講契約を中途解約することができるものとします。生協は、申込者に対し、受講済みの受講料等を選択または返還するものとします。

(クーリングオフ)
第18条 申込者は、生協が申込書を受領した日から8日以内に限り、書面を提出することにより、受講契約を解除することができるものとします。生協は、申込者に対し、受講済みの受講料等を選択または返還するものとします。

北九州市立大学生協生活協同組合

北九州市立大学生協は特定商取引法の対象となる高額商品(5万円)には該当しないものもありますが、消費者保護の観点からクーリングオフの対象とさせていただきます。以下のオリジナル講座約款に則って内部調製する方針で臨んでいます。

返金について

ECサイトにてクレジットカード払いをされた場合、翌月にクレジットカード返金処理がされます。ECサイトにてコンビニ払いをされた場合、および下記講座の解約があった場合、ご指定口座に振込返金となります(振込手数料はお客様負担です)。

以下に各講座に関する契約内容を記載しています。途中キャンセルなどに関する重要な内容も含まれておりますのでオリジナル講座約款と併せてご確認ください。受講申込者(以下「甲」という。)と北九州市立大学生協生活協同組合(以下「乙」という。)とは、以下の条項により契約を締結する。

パソコン講座

(申込約款)
甲は、クーリング・オフ期間経過後であっても、書面を提出することにより、受講契約を中途解約することができるものとします。甲は、前項による中途解約がなされた場合、乙は、申込者に対し、以下の定めに従った金額を返金するものとします。

(1) 受講開始後から受講開始前までの期間 上限6,000円までの初期費用
(2) 受講開始後から受講開始前までの期間 受講済みの受講料(受講料+教材費用+下記)の解約手数料
<解約手数料>
5万円または、(受講料+受講済みの受講回数×受講料+総受講回数)×20%のいずれか低い額とします。

第1項の中途解約があった場合、本講座に付随する関連商品の販売または、甲は、甲に引き渡しの完了していない関連商品販売契約についても解約することができます。

第3項の解約があった場合は、生協は、申込者に基づき中途解約に当たっては、解約手数料等を徴収しないものとします。乙の事情変更に基づく中途解約に当たっては、本条の規定に従って速やかに申込者に返還するものとします。

(未受講の場合の返金)
本講座の契約が成立し、申込者の受講の有無にかかわらず申込者に明示された受講案内の指導がなされている限り、申込者の場合に限り、申込者の返金を優先して返金いたします。本講座の受講料の返金は受け付けません。

「超」感覚で読み解くTOEIC®対策講座

(ご確認事項)
1. 講座のスケジュールは、できる限り大学の正課の授業と重なるとはいたしますが、正課の授業と重なる場合もございます。その場合正課の授業を優先させていただきます。
※ 正課の授業と重なる場合は、4月11日までに生協ショップに①キャンセル申請書②授業時間印刷した冊をご提出いただければ、通年分を返金いたします。

2. 本講座の受講料は、2,000円を返金いたします。受講開始後から受講開始前までの期間 受講済みの受講料(受講料+教材費用+下記)の解約手数料
<解約手数料>
5万円または、(受講料+受講済みの受講回数×受講料+総受講回数)×20%のいずれか低い額とします。

第1項の中途解約があった場合、本講座に付随する関連商品の販売または、甲は、甲に引き渡しの完了していない関連商品販売契約についても解約することができます。

第3項の解約があった場合は、生協は、申込者に基づき中途解約に当たっては、解約手数料等を徴収しないものとします。乙の事情変更に基づく中途解約に当たっては、本条の規定に従って速やかに申込者に返還するものとします。

(未受講の場合の返金)
本講座の契約が成立し、申込者の受講の有無にかかわらず申込者に明示された受講案内の指導がなされている限り、申込者の場合に限り、申込者の返金を優先して返金いたします。本講座の受講料の返金は受け付けません。

(未受講の場合の返金)
本講座の契約が成立し、申込者の受講の有無にかかわらず申込者に明示された受講案内の指導がなされている限り、申込者の場合に限り、申込者の返金を優先して返金いたします。本講座の受講料の返金は受け付けません。

(未受講の場合の返金)
本講座の契約が成立し、申込者の受講の有無にかかわらず申込者に明示された受講案内の指導がなされている限り、申込者の場合に限り、申込者の返金を優先して返金いたします。本講座の受講料の返金は受け付けません。

(未受講の場合の返金)
本講座の契約が成立し、申込者の受講の有無にかかわらず申込者に明示された受講案内の指導がなされている限り、申込者の場合に限り、申込者の返金を優先して返金いたします。本講座の受講料の返金は受け付けません。

(未受講の場合の返金)
本講座の契約が成立し、申込者の受講の有無にかかわらず申込者に明示された受講案内の指導がなされている限り、申込者の場合に限り、申込者の返金を優先して返金いたします。本講座の受講料の返金は受け付けません。

北九州市立大学生協生活協同組合

代表者名 磯崎 修治 電話番号 093-961-4330
住所 福岡県北九州市小倉南区北方4-2-1 FAX番号 093-961-5944